

議案第122号

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例  
(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「  
、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就  
学前子どもの」と」を削る。

第36条第3項中「「法第19条第1号」を「「認定こども園又は幼稚園」とある  
のは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。